

## 背景

- ・水との闘いを長年繰り返してきた日高村は、浸水被害の解消を図り、安全で安心なまちづくりを推進するために条例を制定
- ・当該条例において、建築基準法に基づく災害危険区域及び建築物の床上浸水対策に関する制限を規定
- ・村は規制の厳格化を図るため、**4号確認必要区域の指定を県と協議**

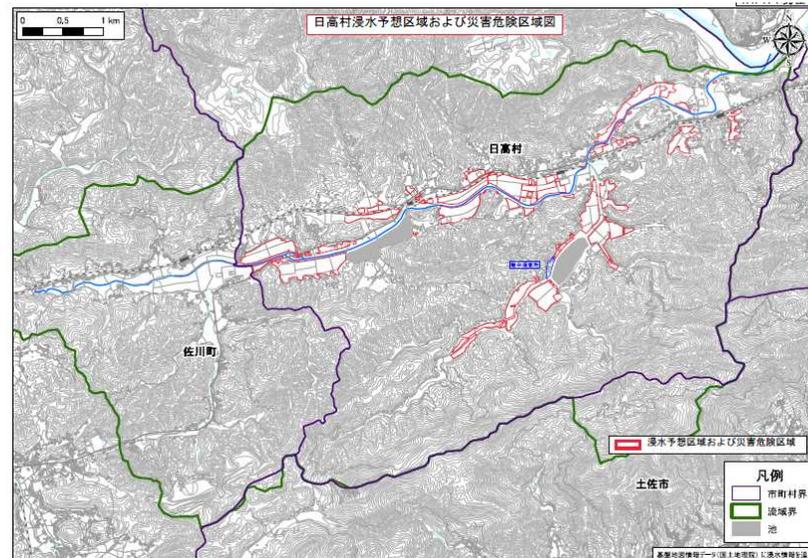
※4号確認必要区域：建築基準法第6条第1項第4号に基づき、知事が関係市町村の意見を聴いて指定する、建築物を建築する場合に建築確認を受けなければならない区域

## 日高村の4号確認必要区域の指定（案）

床上浸水対策に関する制限は、**建築基準法に基づき県が指導**する必要があるが、村全域は**都市計画区域外であり、建築確認手続きが必要な建築行為がごく一部**に限られるため、規定への適合性を事前にチェックすることが難しい。

課題の解消

**当該災害危険区域を、都市計画区域内と同様に原則全ての建築行為に建築確認が必要な区域とする。**



### 4号確認必要区域の指定図案（災害危険区域）

※平成26年台風第12号降雨規模（おおむね80年に1度の頻度で発生する規模）の降雨により浸水が想定される区域